

# ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告を行わない給与所得者等の方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(以下「ワンストップ特例」といいます。)が創設されました。

## ワンストップ特例の概要

### ○寄附金控除を受けるための確定申告が不要になります

これまで寄附金控除を受けるためには、ふるさと納税を行った団体が発行した領収書を添付し、確定申告をする必要がありました。ワンストップ特例では、ふるさと納税先の団体へ申請することで、確定申告をしなくても寄附金控除の適用を受けることができます。

### ○確定申告を行った場合と同額の控除が受けられます

ワンストップ特例が適用される場合、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税から、所得税控除分相当額を含めて控除されます(確定申告を行った場合と同額が控除されます。)

確定申告を行う場合は、これまでどおり所得税と個人住民税から寄附金控除の適用を受けることとなります。

## 1 申請の対象となる方

次の①と②に該当する方について、ワンストップ特例を申請することができます。

### ① 確定申告をする必要のない方

### ② ワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方

※特例の申請後に上記①②のいずれかを満たさなくなった場合、ワンストップ特例が適用されないこととなります。その場合、すべてのふるさと納税について各種申告事項と併せて確定申告をしていただくこととなります。御注意ください。

## 2 申請の手続

ワンストップ特例の適用を希望する方は、別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、裏面貼付台紙に必要書類を貼付、同封いただき 寄附をした年の翌年1月10日までに名取市総務部財政課に郵送により提出してください。

なお、申請後に申請内容(住所、氏名、生年月日等)を変更又は訂正する場合、寄附をした年の翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出していただく必要があります。詳しくは名取市総務部財政課へお問い合わせください。

## 3 申請後のお知らせ

名取市では令和3年11月以降に受付を完了したワンストップ特例の申請につきまして、受付完了をメールにてお知らせいたします。※ドメイン「@furusatomail.com」のアドレスからのメールを受け取れるように設定をお願いします。

### 【お問い合わせ】

名取市役所財政課財政係 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80  
TEL : 022-724-7155 FAX : 022-384-9680  
E-mail : furusato-kifu@city.natori.miyagi.jp

# 【本人確認書類(写)添付台紙】

個人番号を記載するにあたり、本人確認のため、下記の添付書類をこの台紙に貼付し、申請書と一緒に提出してください。

住所	〒	フリガナ 氏名	

※申請時の住所と本人確認書類の住所が異なると受理されません。提出前に必ずご確認ください。

## マイナンバーカードをお持ちの方

カードの表面・裏面をコピーして貼付してください。

マイナンバーカード

### 表面の貼付

※寄附申出時の住所と一致しない場合は受理できません。  
必ず全ての住所が一致していることを確認の上、  
貼付してください。

マイナンバーカード

### 裏面の貼付

※写真(顔が確認できる)、氏名、生年月日、住所がしっかりと確認できるようコピーをお願いします。(確認が出来ないものは受理できません)

## マイナンバーカードをお持ちでない方

「個人番号確認書類」および「身分確認書類」のそれぞれが必要です。

### 身分確認書類

＜記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類＞

- 運転免許証のコピーまたは運転経歴証明書の写し
- 旅券(パスポート)のコピー※住所記載欄も含める
- 障害者手帳(身体・療育・精神)のコピー※住所記載欄も含める
- 在留カードのコピー
- 特別永住者証明書のコピー

などいずれか1つを貼付してください。

上記の書類が提出困難な場合は、健康保険証  
および年金手帳など2点以上のコピーが必要です。

※添付書類に関して不明な場合はお問い合わせください

※上記の確認書類に住所変更の記載がある場合は変更  
された住所が記載された部分もコピーをし、貼付して  
ください。

※寄附申出時の住所と一致しない場合は受理できません。  
必ず全ての住所が一致していることを確認の上、貼付して  
ください。

### 個人番号確認書類

＜本人のマイナンバーを確認できる書類＞

- マイナンバー通知カードのコピー
- 住民票の写し(住民票記載事項証明書でも可)

※マイナンバーの記載があり、発行から3ヶ月以内の証明書  
に限ります。  
※貼付せずに同封してください。

いずれか1つを貼付してください。

※マイナンバー通知カードに住所変更の記載がある場合は  
裏面も貼付してください。

※マイナンバー通知カードのみでは本人確認ができません。  
必ず左の「身分確認書類」の添付をお願いします。

※寄附申出時の住所と一致しない場合は受理できません。  
必ず全ての住所が一致していることを確認の上、貼付して  
ください。

※写真(顔が確認できる)、氏名、生年月日、住所がしっかりと確認できるようにコピーをお願いします(確認が出来ないものは受理できません)